

発議第 2 号

三宅町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を、別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第14条の規定により提出します。

(令和4年3月2日 提出

三宅町議会議長 辰巳 光則 殿

三宅町議会議員

提出者

瀬角清司

賛同者

川嶋実希

賛同者

松田晴光

三宅町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

三宅町議会の議員の定数を定める条例（平成12年3月23日三宅町条例第33－1号）
の一部を次のように改正する。

本則中「10人」を「9人」と改める。

（ 附 則 ）

この条例は、令和4年4月1日から施行し、この条例の施行の日以後初めてその期日を告示される一般選挙から適用する。

三宅町議会の議員の定数を定める条例(平成12年条例第33—1号)新旧対照表

改正後（案）	現行
地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、三宅町議会の議員の定数は、9人とする。	地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第1項の規定に基づき、三宅町議会の議員の定数は、 <u>10</u> 人とする。